事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協　議　項　目	２６－11．児童福祉事業	協 議 細 目	
調　整　方　針	１　児童手当事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。なお、板取村、上之保村及び武芸川町の単独事業については、合併時に廃止するものとする。 ２　武芸川町における、父子手当については、合併時に廃止するものとする。 ３　出産奨励手当支給事業における、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の実施事業については、合併時に廃止するものとする。 ４　乳幼児医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業及び父子家庭医療費助成事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。 ５　児童センターの運営事業については現行のとおりとし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の児童センターの設置については、合併後に検討するものとする。 ６　子育てサロンの運営については現行のとおりとし、洞戸村及び板取村の地域については、合併後に設置に向けて調整するものとする。 ７　子育て支援センターの運営については、現行のとおりとする。		

項　目		参　考　資　料					
○児童手当							
区　分		関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
根拠法令等		児童手当法 関市児童手当等支給条例	児童手当法	児童手当法 板取村児童給付金支給規則	児童手当法	児童手当法 上之保村繁栄条例	児童手当法 武芸川町少子化対策特別手当支給条例
児童手当額（月　額）	第１子	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円
	第２子	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円
	第３子以降	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円
市町村単独	手当額(月額)	５，０００円		１０，０００円		第１子　５，０００円 第２子　５，０００円 第３子以降　１０，０００円	第３子以降１人につき ５，０００円 ～１５，０００円
	対象者	①15歳に達した日から最初に到来する３月31日までの児童を４人以上養育している保護者 ＊児童手当法の支給対象児童は該当しない。		①６歳未満の児童及び６歳に達した日以後最初の３月31日に至る前の児童を含む３人以上の児童を監護し、これと生計を同じくするその父又は母 ②父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない就学前児童を含む３人以上の児童を監護し、その生計を維持する者 ＊前年の所得が、児童手当法によって計算した額以上のときは支給しない。		①義務教育就学前までの児童 ＊児童手当法の支給対象児童は該当しない。	第３子以降で小学校を卒業するまでの児童を養育している保護者 ２歳に達した最初の年度末まで　１０，０００円 ６歳に達した最初の年度末まで　１５，０００円 １２歳に達した最初の年度末まで　５，０００円

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　考　資　料					
○父子手当						
区　　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
根拠法令等						武芸川町父子手当支給条例
対　象　者						義務教育終了前の児童を養育している父子家庭の父及び義務教育終了前の児童
支　給　額						月額　1万円 対象児童が2人以上あるときは、児童1人につき2,000円加算
所得制限						児童扶養手当の所得制限限度額に準ずる
○出産奨励手当支給						
区　　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
事　業　名			出産祝金	児童誕生日プレゼント	出産手当	出産祝金
根拠法令等			板取村子宝手当金支給条例	武儀町児童誕生日プレゼント条例	上之保村繁栄条例	武芸川町出産祝金に関する条例
対　象　者				①現に18歳未満の児童等を２人以上養育しており、更に３人以上養育するに至った養育者 ②前記の養育者が亡くなった場合は、それに代わる養育者		出産した者（保護者）
支給要件			①村内に居住する者が出産し、かつ当該出産した者並びにその配偶者が引き続き村内に居住する意思を有する場合	①対象児童が、満１歳の誕生日以前６ヶ月以上町内に住所を有する者 ②支給対象児と養育者等が、プレゼント決定の日から引き続き３年間住所を有する者	①村内に住所を有し、３人以上出産した者について、３人目から	①出産者は住民基本台帳に記載された町民であること ②乳児が死亡していない場合
支　給　額			・第3子の出産の場合　20万円 ・第4子の出産の場合　35万円 ・第５子以上出産の場合 1人につき　50万円	・対象の児童1人につき 50万円	・3人目から1人につき　50万円	・第1子及び第2子 1人につき　1万円 ・第3子以降　1人につき 5万円 ・上記祝金の他、記念品（アルバム）を交付
返　　還			①支給を受けた後、1年未満で離村するとき　支給額の60% ②支給を受けた後、1年以上2年未満で離村するとき　支給額の30%	①支給を受けた後、1年未満で転出するとき　支給額の60% ②支給を受けた後、1年以上2年未満で転出するとき　支給額の30%	①交付を受けた後、1年未満で転出するとき　交付額の60% ②交付を受けた後、1年以上2年未満で転出するとき　交付額の30%	虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けたとき

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　　考　　資　　料					
○乳幼児医療費助成						
区　　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
対　象　者	就学前の者 入院：０歳～就学前 外来：０歳～就学前	５歳未満児 入院：０歳～５歳未満 外来：０歳～３歳未満	６歳に達した日以後の最初の３月31日に到達する者 入院：０歳～就学前 外来：０歳～就学前	６歳に達する日の属する月の末日の者 入院：０歳～６歳 外来：０歳～６歳	就学前の者 入院：０歳～就学前 外来：０歳～就学前	就学前の者 入院：０歳～就学前 外来：０歳～就学前
所 得 制 限	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来
助 成 方 法	県内：現物支給 県外：償還払い	０歳～３歳未満：現物支給 ３歳～就学前　：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い
○母子家庭等医療費助成						
区　　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
対　象　者	18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童	20歳未満の児童を扶養している者と20歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している者と18歳未満の児童
所 得 制 限	制限なし	児童扶養手当所得制限額	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来
助 成 方 法	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い
○父子家庭医療費助成						
区　　分	関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
対　象　者	18歳未満の児童を監護している父子家庭の父及び18歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び18歳未満の児童	20歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び20歳未満の児童	18歳未満の児童を扶養している父子家庭の父及び18歳未満の児童		義務教育終了前の児童を扶養している父子家庭の父及び義務教育終了前の児童
所 得 制 限	児童扶養手当所得制限額	児童扶養手当所得制限額	所得税非課税世帯	制限なし		制限なし
助 成 内 容	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来	・入院 ・外来		・入院 ・外来
助 成 方 法	県内・外とも償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い	県内・外とも償還払い	県内：現物支給 県外：償還払い		県内：現物支給 県外：償還払い

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項目		参考資料						
○児童センター等								
区分		関　市		洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
名称		わかくさ児童センター	倉知児童ホーム					むげがわ児童館
事業内容	指導員	指導員　３人（常駐２人）	指導員　１人（常駐なし）					指導員　３人（常駐３人）
	時間	9:00～17:00	13:00～17:00					9:00～17:00
	休館日	月曜、祝日の翌日、年末年始	土・日曜、祝日、年末年始					月曜（祝日の場合は翌日）、年末年始
	利用者	162人／日	10人／日					H16.4.1開館

○子育てサロン事業							
区分		関　市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町
事業内容		・子育てサロン事業計画 ＊平成16年度～			・乳幼児の親子が自由に集い、交流できる「子育てサロン」の開設 ・育児不安の軽減 (子育てコンサルタントの配置) ・子育ての仲間づくり	・乳幼児の親子が自由に集い、交流できる「子育てサロン」の開設 ・育児不安の解消 ・子育ての仲間づくり	・乳幼児の親子が自由に集い、交流できる「子育てサロン」の開設 ・育児不安の軽減 ・子育ての仲間づくり
	実施場所				武儀町集落センター	かみのほ木木センター	保健センター
	実施回数				週３回	週２回	月２回

○子育て支援センター				
区分		関　市	洞戸村・板取村・武儀町・上之保村	武芸川町
名称		子育て支援センターに対する運営補助		子育て支援センター（むげがわ保育園内）　H16.4.1開所
事業内容	職員	子育て家庭の支援活動の企画、調整等を担当する職員を配置して子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークルの育成、支援を行う保育所に対し、事業費を補助する		保育士　１人（常駐　１人）
	時間	対象施設：ははこぐさ（倉知保育園内）		9:00～16:00
	休館日	事業内容：育児相談、施設の開放、子育てセミナー、座談会、子育て通信の発行等		土・日曜日、祝日、年末年始
	活動内容			地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う

事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

項　　目	参　　考　　資　　料
○先進事例	【児童手当】 「西濃圏域合併協議会」 新市において引き続き実施するよう調整する。 【出産奨励手当】 「飛騨市」 子づくり、出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。 「郡上市」 出産祝い金等の取扱いについては、少子化対策及び福祉の増進を図ることを目的に、次のとおり調整し、新市において実施する。なお、合併の前に各制度の適用を受けている場合は、引き続き、適用を受けるものとする。 ○美並村、明宝村、和良村の制度を踏まえながら、新制度を創設して実施する。 【乳幼児医療費助成】 「岐阜広域合併協議会」 乳幼児医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐南町の例により、入院・外来ともに就学前の乳幼児を対象とするものとする。 「山県市」 乳幼児医療費助成については、新市において、対象者を小学校就学前（６歳に達した日以降における最初の４月１日）までの児童とし実施する。 【母子家庭等医療費助成】 「岐阜広域合併協議会」 母子家庭等医療費助成については、現行のとおりとする。 「山県市」 母子家庭等医療費助成については、伊自良村単独事業分を除き、新市において県の補助基準により実施する。 母子家庭等医療費助成における伊自良村単独事業分及び父子家庭医療費助成については、廃止とする。 【父子家庭医療費助成】 「岐阜広域合併協議会」 父子家庭医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から笠松町、北方町及び岐南町の現行制度を基に母子家庭等医療費助成と同様の制度とするものとする。 【児童センター】 「岐阜広域合併協議会」 児童館の管理運営については、現行のとおりとする。